令和4年神審第46号

裁 決 油送船Aのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A二等航海士

海技免許 五級海技士(航海)

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主

受審人 a 1の五級海技士(航海)の業務を1か月停止する。

理由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所令和3年11月10日17時16分半少し前 兵庫県姫路港南方沖合
- 2 船舶の要目

船 種 船 名 油送船A

総トン数 198トン

全 長 48.53メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 カ 735キロワット

3 事実の経過

Aは、平成7年6月に進水し、操舵室の前部中央に操舵スタンドを、その右舷側にレーダー、GPSプロッター及び機関遠隔操作盤をそれぞれ備えた船尾船橋型の鋼製油タンカーで、船長a2及びa1受審人ほか2人が乗り組み、A重油500キロリットルを積載し、船首3.2メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、令和3年11月10日12時10分岡山県水島港を発し、姫路港に向かった。

ところで、姫路港西部の南方沖合には、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの毎年9月10日から翌年5月10日までの間、兵庫県姫路市漁業協同組合が同県知事から受けた区画漁業免許状に基づく免許番号区第52号の第1種区画漁場区域(以下「52号区域」という。)が、姫路港中川東防波堤灯台(以下「姫路港防波堤灯台」という。)から116.5度(真方位、以下同じ。)1.80海里、128.5度2.35海里、165.5度1.96海里及び167.5度1.27海里の各地点を順次結んだ線によって囲まれた範囲に設定され、同区域にはのり養殖施設が敷設され、その周囲には、灯高約3.0メートル、光達距離5.5キロメートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する34基を含む計36基の簡易標識灯が設置されていた。

a 1 受審人は、平成 2 7 年頃に初めてAに乗船し、同船で水島港から姫路港に航行することが年に4回ほどあり、A乗船以前にも他船で同港南方沖合を航行した経験があったことから、5 2 号区域の存在及びそのおおよその位置を知り、播磨灘北航路第7号灯浮標を左舷側に並んで東行するときには、広畑航路第2号灯標を左舷方に見る針路で航行すれば、同区域に接近することがないことも知っていた。

a 1 受審人は14時45分岡山港東方沖合で、一等航海士から引き 継いで単独の船橋当直に就き、GPSプロッター及び6海里レンジで、 ヘッドアップ、オフセンターとしたレーダーをそれぞれ作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たって播磨灘北部を東行し、播磨灘北航路第7号灯浮標を左舷側に並んだ頃、船首方6.7海里付近に認めた広畑航路第4号灯浮標のレーダー映像を広畑航路第2号灯標の映像であると誤認し、同灯標を左舷方に見て航行するつもりで、16時50分姫路港防波堤灯台から233度4.75海里の地点で、針路を074度に定め、10.0ノットの速力(対地速力、以下同じ。)で、手動操舵によって進行した。

a 1受審人は、17時11分少し前姫路港入域まで約3海里である旨を自室で休息中のa 2船長に連絡し、17時12分姫路港防波堤灯台から188.5度1.86海里の地点に達したとき、52号区域が正船首1,320メートルのところとなり、その後同区域に向首接近する状況であったが、広畑航路第2号灯標を左舷方に見る針路で航行しているはずなので、52号区域に接近することはないものと思い、のり養殖施設の簡易標識灯を見て52号区域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

こうして、a 1 受審人は、5 2 号区域に向首したまま続航し、1 7時16分少し前に昇橋した a 2 船長が17時16分少し過ぎのり養殖施設の簡易標識灯を認めて急いで a 1 受審人に機関停止を命じたものの、効なく、17時16分半少し前姫路港防波堤灯台から166度1.69海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力3の北北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好で、日没は17時03分、常用薄明の終わりは17時29分であった。

その結果、Aには、修理を要する損傷はなかったが、のり養殖施設は、のり網に破損、ロープに切断等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件のり養殖施設損傷は、日没後の薄明時、姫路港に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、52号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a1受審人は、日没後の薄明時、姫路港に向けて航行する場合、52 号区域に向首接近することのないよう、のり養殖施設の簡易標識灯を見て52号区域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、広畑航路第2号灯標を左舷方に見る針路で航行しているはずなので、52号区域に接近することはないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首接近する状況に気付かないまま進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、 同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士(航海)の業務を 1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年6月27日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広